

黒石市特定不妊治療費助成金交付 のご案内

市では、特定不妊治療に係る経済的負担を軽減し、不妊治療を受ける機会の増大を図るために、特定不妊治療費を下記のとおり助成しています。



助成対象者

法律上の婚姻関係にある夫婦で、次の①～④すべてに該当する方

- ① 青森県特定不妊治療助成事業費補助金の交付を受けていること
- ② 夫婦の両方またはどちらかが黒石市に住所を有し、居住の実態があること
- ③ 助成の対象となる治療について、黒石市以外の地方公共団体（青森県を除く）から助成金やその他の給付を受けていないこと
- ④ 市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税および軽自動車税）を滞納していないこと

助成対象となる治療

1. 体外受精
2. 顕微授精
3. 凍結胚移植



助成額について

1回の特定不妊治療に要した費用のうち、次の①と②を比較し、いずれかの少ない方の額を助成します。

- ①青森県特定不妊治療費助成事業により受けた補助金額を控除した額
- ②青森県特定不妊治療費助成事業により受けた補助金額に3分の2を乗じた額

※上限額は50,000円とします。ただし、青森県特定不妊治療費助成事業に規定する男性不妊治療をあわせて実施した場合は、さらに50,000円を加算した額を上限とします。

申請方法について

【申請場所】

黒石市役所 健康推進課 窓口

【申請期限】

青森県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定を受けた日の属する月の翌月1日から1年以内に申請手続きをしてください。

【申請時に必要なもの】

- 振込先の預金通帳
- 青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付決定・確定通知書の写し
- 市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税および軽自動車税）の滞納がないことを証する書類（黒石市以外に住所を有する場合に限る）
- 住民票（黒石市以外に住所を有する場合に限る）

▶お問い合わせ先
黒石市 健康推進課 母子保健係
52-2111（内線244・245）